P1

社会保障審議会障害者部会

第87回（H29.11.22）

資料３

自立支援医療、補足給付、医療型個別減免の経過的特例について

P2

自立支援医療制度の概要

根拠法及び概要

根拠法：障害者総合支援法

概要：障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度（所得に応じ１月あたりの負担額を設定（１割がこれに満たない場合は１割））

対象者

厚生医療：身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの（18歳以上）

育成医療：児童福祉法第４条第２項に規定する障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる児童を含む。）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの（18歳未満）

精神通院医療：精神保健福祉法第５条に規定する精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要するもの

対象となる治療の例

更生医療・育成医療

　肢体 不自由 ･･･ 関節拘縮 → 人工関節置換術

　視 覚 障 害 ･･･ 白内障 → 水晶体摘出術

　聴 覚 障 害 ･･･ 高度難聴　→　人工内耳埋込術

　内 臓 障 害 ･･･ 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

　　　　　　 腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析

 ※ 育成医療のみ＜先天性内臓障害＞ 鎖肛 → 人工肛門の造設

精神通院医療

（精神疾患）

　精神科専門療法、

　訪問看護

P3

自立支援医療における患者負担の基本的な枠組み

①　患者の負担が過大なものとならないよう、所得に応じて１月当たりの負担額を設定。（総医療費の１割がこれに満たない場合は１割）

②　費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない（重度かつ継続）者及び育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

実費負担のイメージ

図略

○「重度かつ継続」の範囲

　・疾病、症状等から対象となる者

 　 [更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者

 　[精神通院] ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者

 　　　　 　 ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

 ・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

 [更生・育成・精神通院] 　 医療保険の多数回該当の者

○負担上限月額の経過的特例措置　＜※上記の赤枠部分＞

　　育成医療の中間所得１，２及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、平成３０年３月３１日までの経過的特例措置

　　　（障害者総合支援法施行令附則第１２条、第１３条）

P4

自立支援医療の経過的特例措置について①

経緯

○　自立支援医療の経過的特例措置については、平成18年の障害者自立支援法創設当時から設けられ、これまで3年間の経過的特例措置を3回延長し、期限は平成30年3月31日までとなっている。

Ｈ１８．４～　経過的特例措置を設定

○ 育成医療の中間所得層 【中間所得２ ：40,200円、 中間所得１ ：10,000円】

　　以下の点に配慮して設定。

　　・　中間所得層の割合が８割を超えており、高額な医療費が発生した場合、自己負担の１割が医療保険の高額療養費の水準を上回り、事実上、医療保険のみの適用となる。このため、更生医療や精神通院医療と比較し、全所得層の平均の負担額が従前より大幅に高くなること

　　・　医療費を負担することとなる保護者が、他の世帯に比べて蓄えが少ない若年世帯の方が多いこと

○ 「重度かつ継続」の一定所得以上 【 20,000円】

　　継続的に相当額の医療費負担が発生し、一定所得以上であっても家計に与える影響が大きいことを考慮して設定。

Ｈ２１．４～　経過的特例措置の見直し

○ 育成医療の中間所得層 【中間所得２ ：40,200円 → 10,000円、 中間所得１ ：10,000円 → 5,000円】

　　社会保障審議会障害者部会報告書（平成20年12月16日）において、育成医療は中間所得層の割合が大きく、そのほとんどが「重度かつ継続」の対象となっていないことから、更なる負担軽減を検討すべきとの指摘を踏まえ、負担上限額を見直し。

区　　　分　「重度かつ継続」の一定所得以上　Ｈ１８．４～　20,000円　Ｈ２１．４～20,000円　Ｈ２４．４～　20,000円　Ｈ２７．４～　20,000円

区　　　分　育成医療の中間所得２　Ｈ１８．４～　40,200円　Ｈ２１．４～　10,000円　Ｈ２４．４～　10,000円　Ｈ２７．４～　10,000円

区　　　分　育成医療の中間所得1　Ｈ１８．４～　10,000円　Ｈ２１．４～　5,000円　Ｈ２４．４～　5,000円　Ｈ２７．４～　5,000円

P５

自立支援医療の経過的特例措置について②

対応案

以下の現状を踏まえ、自立支援医療の経過的特例措置について、平成33年3月末まで延長することとしてはどうか。

育成医療の現状

【平成27年度福祉行政報告例より】

　 ○　育成医療の受給者のうち、中間所得層の割合は83.0％と依然8割を超えている。（H18’ 84.6％）

　 　　 また、「重度かつ継続」の対象は3.6％と依然少ない。（H18’ 1.7％）

　 ○　育成医療（入院）の1人当たり月額総医療費（平均）は、平成18年度と比較して50万円程度増額となっている。

　 　　　（H18’ 932,376円　→　H27’ 1,427,859円）

【自立支援医療受給者の世帯状況等に関するアンケート調査結果より】

　 ○　育成医療の保護者について、年齢30～49歳の割合は83.2％と大きく、若年世帯（子育て世代）が多い。

　 ○　平成28年家計調査によると、年収608万円の世帯（二人以上の世帯の全国平均）における1ヶ月当たり平均支出額は282,188円、世帯人数は2.99人であるが、アンケート調査結果によると、育成医療の年収600万円以上の世帯の割合は23.6％と低く、全世帯の1ヶ月当たりの平均支出額は283,634円、平均世帯人数は4.00人と大きく、年収が少ない割に支出が多いため、蓄えが少ないと推測される。

【他制度との比較】

　 ○　小児慢性特定疾病の医療費助成制度では、自立支援医療の経過的特例措置と同額の自己負担上限月額を本則で規定している。

【その他】

　 ○　ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月閣議決定）において、「希望出生率1.8」に向けた子育て支援が掲げられており、関連する施策の充実・強化が求められている。

P6

「重度かつ継続」の現状

【平成27年度福祉行政報告例より】

　 ○　「重度かつ継続」の一定所得以上の支給決定件数は90,272件で平成18年度と比較して増加している。（H18’ 78,813件）

　　　　また、支給決定件数の9割以上が精神通院医療（※）となっている。

　　　　 ※　H27’ 精神通院医療は81,948件（90.8％）、更生医療は8,253件（9.1％）、育成医療は71件（0.1％）

　 　　 　　 H18’ 精神通院医療は72,237件（91.7％）、更生医療は6,467件（8.2％）、育成医療は109件（0.1％）

　 ○　精神通院医療の1人当たり月額総医療費（平均）は、平成20年度（※）と比較して若干の増額となっている。

　 　　　（H20’ 32,310円　→　H27’ 34,146円）

　 　　　※　平成20年度から福祉行政報告例において精神通院医療費の集計を開始。

【精神・障害保健課調べ（平成27年5月診療分抽出データ）】

　 ○　「重度かつ継続」の一定所得以上のうち精神通院医療については、経過的特例措置により、97％の受給者は本来の医療保険3割負担が1割に軽減されており、3％の受給者は月額総医療費200,000円以上のため負担上限額の20,000円が適用されている。

【他制度との比較】

　 ○　難病の医療費助成制度では、自立支援医療の経過的特例措置と同額の自己負担上限月額を本則で規定している。

【その他】

　 ○　ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月閣議決定）において、精神障害者の地域移行の推進が掲げられており、関連する施策の充実・強化が求められている。

P7

自立支援医療と他の医療費助成制度との比較

図略

P8

自立支援医療の所得区分別の支給決定件数

図略

P9

自立支援医療受給者の世帯状況等に関するアンケート調査結果

図略

P10

精神通院医療の「重度かつ継続（一定所得以上）」対象者の月額総医療費の分布

図略

P11

補足給付の概要（20歳以上の障害者）

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手許に25,000円が残るよう、食費等基準費用額（53,500円）※１から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※１　食事・光熱水費にかかる平均費用

補足給付の額

控除後認定収入額（※２）が66,667円を超える場合

（月額）53,500円－負担限度額

＊負担限度額（月額）＝（66,667円－その他生活費の額）＋（控除後認定収入額－66,667円）×50％

控除後認定収入額が66,667円以下の場合

（月額）53,500円－負担限度額

＊負担限度額（月額）＝控除後認定収入額－その他生活費の額

生活保護受給者

（月額）53,500円

※２　一月における、収入から税、社会保険料、就労収入を控除した額

図略

P12

補足給付の概要（障害児及び20歳未満の障害者）

収入のない20歳未満の施設入所者の実費負担について、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度の費用（地域で子供を育てるために通常必要な費用）の負担となるように補足給付を行う。

　一般１世帯においては、世帯の負担軽減を図るため、制度施行時から、「地域で子供を育てるために通常必要な費用（養育費）」及び「福祉部分利用者負担相当額」を住民税非課税世帯と同様とする経過措置（養育費は79,000円→50,000円、利用者負担相当額は37,200円→15,000円。平成29年度末まで）を置いている。

　この経過措置について、平成33年３月末まで延長することとしてはどうか。

補足給付の額

区分　一般１世帯（※H29年度末まで）住民税非課税世帯　生活保護世帯

（月額）53,500円－負担限度額（月額）

※　負担限度額（月額）＝50,000円－その他生活費の額（※１）－福祉部分利用者負担相当額(上限15,000円)

区分　一般２世帯

（月額）53,500円－負担限度額（月額）

※　負担限度額（月額）＝79,000円－その他生活費の額（※１）－福祉部分利用者負担相当額（上限37,200円）

【例】　障害児入所施設利用者、一般１世帯（所得割28万円未満）、施設利用料259,000円の場合

図略

P13

医療型個別減免の概要

　療養介護及び医療型障害児施設入所については、福祉サービスだけではなく医療も提供している。その利用者負担については、他の障害福祉サービスと同様、福祉サービスに係る利用者負担については、低所得者（市町村民税非課税世帯）はゼロとなっている。

　そして、医療費実費負担についても、家計に与える影響を勘案し、自立支援医療と類似した仕組みにより、軽減を図っている。

給付される療養介護医療費又は障害児入所医療費（※１）

　医療に要する費用から自己負担分（原則医療に要する費用の１割。ただし上限は負担上限月額まで）を控除した額を障害児入所医療費又は療養介護医療費として支給

　（ただし健康保険法等による支給が行われる部分については支給しない＜併給調整＞）

※１　食事療養負担額も療養介護医療費又は障害児入所医療費として支給

〇負担上限額

Ａ　一般（Ｂ、Ｃ、Ｄ以外の者）　40,200円（※2）

Ｂ　低所得２（住民税非課税でＣ以外）　24,600円（※2）

Ｃ　低所得１（住民税非課税で収入80万円以下）　15,000円（※2）

Ｄ　生活保護世帯　0円

※２　20歳未満については、さらに低い負担上限月額を適用する。

P13

医療型個別減免の概要（経過措置①（20歳以上の療養介護利用者））

　療養介護医療に係る負担上限月額については、20歳以上の低所得世帯において負担上限月額を軽減する経過措置が講じられている（平成29年度末まで）。

　当該経過措置は、平成18年の自立支援法の施行に伴い負担が増加する世帯について、低所得者に対する激変緩和として、平成18年10月より講じられている。

　この経過措置について、平成33年３月末まで延長することとしてはどうか。

○負担上限月額

Ａ　一般（Ｂ、Ｃ、Ｄ以外の者）　現行（経過措置適用）40,200円　経過措置なし40,200円

Ｂ　低所得２（住民税非課税でＣ以外）　現行（経過措置適用）0～24,600円（※）経過措置なし　24,600円

Ｃ　低所得１（住民税非課税で収入80万円以下）　現行（経過措置適用）0～15,000円（※）　経過措置なし　15,000円

Ｄ　生活保護世帯　現行（経過措置適用）0円　経過措置なし　0円

※　支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額。具体的には以下の通り。

認定月収額（一月における、収入から税、社会保険料を控除した額）が

「療養介護の自己負担額＋食事療養負担額（又は生活療養負担額）＋その他生活費」を超える場合

認定月収額－「療養介護の自己負担額＋（食事療養負担額又は生活療養負担額）＋その他生活費」（ただしＢの者については最大24,600円、Ｃの者については15,000円）

認定月収額が「療養介護の自己負担額＋食事療養負担額（又は生活療養負担額）＋その他生活費」を超えない場合

0円

P15

医療型個別減免の概要（経過措置②（医療型障害児施設入所者、20歳未満の療養介護利用者））

医療型障害児施設入所利用者及び療養介護利用者（20歳未満）の医療費実費負担については、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度の費用（地域で育てるために通常必要な費用）の負担となるように利用者負担の減免を行う。

　低所得者世帯においては、世帯の負担軽減を図るため制度施行時から、「地域で子供を育てるために通常必要な費用」について経過措置（平成29年度末まで）を置いている。

　この経過措置について、平成33年３月末まで延長することとしてはどうか。

○負担上限月額（医療型障害児入所施設利用者）

Ａ　一般（Ｂ、Ｃ、Ｄ以外の者）　現行（経過措置適用）79,000円－（福祉部分利用者負担相当額＋34,000円）＜ただし40,200円を超える場合は40,200円＞経過措置なし79,000円－（福祉部分利用者負担相当額＋34,000円）＜ただし40,200円を超える場合は40,200円＞

Ｂ　低所得２（住民税非課税でＣ以外）　現行（経過措置適用）50,000円－（福祉部分利用者負担相当額＋34,000円）＜ただし24,600円を超える場合は24,600円＞経過措置なし　79,000円－（福祉部分利用者負担相当額＋34,000円）＜ただし24,600円を超える場合は24,600円＞

Ｃ　低所得１（住民税非課税で収入80万円以下）　現行（経過措置適用）50,000円－（福祉部分利用者負担相当額＋34,000円）＜ただし15,000円を超える場合は15,000円＞　経過措置なし　79,000円－（福祉部分利用者負担相当額＋34,000円）＜ただし15,000円を超える場合は15,000円＞

Ｄ　生活保護世帯　現行（経過措置適用）0円　経過措置なし　0円

※　表中の下線部が「地域で子供を育てるために通常必要な費用」。

※　20歳未満の療養介護利用者（一般１＜所得割28万円未満＞）についても同様の経過措置がある。